

尾張優魚会 会則

平成 24 年 9 月 2 日制定

(名称)

第 1 条 本会は尾張優魚会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は日本らんちう協会が定めるらんちう愛好家で構成し、らんちうの飼育、品質向上を攻究し、会員相互の親睦をはかることにより、地域社会への貢献と金魚文化の発展に寄与することを目的とする。

(事務所)

第 3 条 本会の事務所（事務局）は会長宅とする。

(役員)

第 4 条 本会には次の役員及び役職を置く

会 長 1 名
副会長 2 名
理事長 1 名
会 計 1 名
理 事 若干名
会計監査 若干名
相談役 若干名

会長は、理事会によって選出する。

第 5 条 会長は副会長を選任し、各役員は本会長、副会長が選任する。

第 6 条 役員任期は 3 年とするが、再任を妨げない。

第 7 条 役員が任期途中で交代した時は、交代役員任期は前任役員残任期間とする。

第 8 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

第 9 条 理事は、理事会を組織し本会の重要事項の審議決定を行う。

第 10 条 理事は本会の発展と円滑な運営のために会長、副会長に協力する責務を負う。

(会議)

第 11 条 本会会議は年 1 回役員会議を開き必要に応じて理事会を開催する。

第 12 条 本会会長、副会長は必要に応じ理事会、および役員会を招集することができる。

第 13 条 本会会則に制定無き事項については、理事会の決議に依るものとする。

(組織)

第 14 条 尾張優魚会維持会員の入会は理事会もしくは役員会において、出席役員 3 分の 2 以上の賛成により新規入会を認めるものとする。

一般会員はこの限りではない。

第 15 条 本会会員が本会会則に違反または、社会帳念上の不徳行為、本会の名誉を傷つける行

為、会員相互の親睦を乱す行為があったと認められる場合には、理事会もしくは役員会において、出席役員の3分の2以上の賛成により退会勧告、除名処分ができる。

第16条 前第15条の定めにより退会勧告、除名処分となった会員が、復会を希望する場合、第15条に抵触した事項を解消し理事会もしくは役員会において、出席役員の3分の2以上の賛成により、復会を認めるものとする。

(会費)

第17条 会員は維持会員、一般会員とする。

会費は維持会員10,000円、一般会員5,000円とする。

第18条 会員は会費未納の場合その年度末をもって退会とする。

第19条 退会に際しては、如何なる理由で退会しても、既納会費及び本会に属する財産の返還を求める事は出来ない。

(事業)

第20条 本会は尾張優魚会品評大会および尾張優魚会式歳大会を主催する。

第21条 本会は日本らんちう協会が行う全国品評大会に積極的に協力するものとする。

第22条 本会が主催する事業に対し、役員、各支部及び会員は役割を分担し責任を持って円滑に進められるように協力をしなくてはならない。

第23条 本会において、その他必要と認められる事項については、会長、副会長会議、もしくは理事会において決議し維持会員はこれに協力するものとする。

(年度)

第24条 本会の年度は1月1日より12月31日とする。

第25条 本会収支報告は役員会において監査報告を行い承認を得ることとする。

品評会運営規定

(総則)

第1条 本会が主催する品評会の円滑な運営を図るために、品評会運営規定を次のとおり定める。

(大会委員長及び大会副委員長)

第2条

1項 大会委員長は尾張優魚会会長とし大会副委員長は尾張優魚会副会長とする。

2項 大会委員長は品評会を総括する。

3項 大会副委員長は大会委員長を補佐し、大会委員長が欠席または事故あるときは、その職務を代行する。

(審査委員及び審査の方法)

第3条 本会が主催する品評大会の審査員は日本らんちう協会審査員(中部本部、東部本部、西部本部を含む)、日本らんちう協会に属する各愛好会の会長、副会長および尾張優魚

会維持会員により構成するものとする。

- 第4条 審査員の管轄及び氏名は原則大会委員長が行う。
第5条 審査の評定は日本らんちう協会審査規定によることとする。
第6条 審査員は常に紳士的で人格円満でなくてはならない。
第7条 審査員は利益優先の審査、言動をしてはならない。

(出品資格および出品料)

- 第8条 出品資格は尾張優魚会会員であることをようする。
第9条 出品料は大会委員長が定めた出品料とし、大会当日会場で納入することとする。

(表彰)

- 第10条 品評会の成績に基づき品評会表彰規定により表彰を行う。

品評会表彰規定

(総則)

- 第1条 尾張優魚会品評会運営規定第10条による品評会表彰規定を次のとおり定める。

(入賞魚)

- 第2条 審査の結果、入賞魚は次のとおりとし、当歳魚(大の部・小の部)、弐歳魚及び親魚に等級をつけることとする。

優等賞	東西大関、立行司、東西取締	計5尾
一等賞	東西関脇、東西小結、東西勸進元	計6尾
二等賞	行司一、二、三 東西脇行司	計5尾
三等賞	当歳魚 東西前頭1~15	計30尾
	二歳魚、親魚 東西前頭1~10	計20尾

(表彰の方法)

- 第3条 表彰の方法として、優等魚は表彰状及び景品を贈答する。一等魚、二等魚、三等魚は景品を贈答することがある。

(表彰者)

- 第4条 表彰者は尾張優魚会会長名をもって大会委員長が表彰を行うこととする。

(届出)

- 第5条 入賞者は自分の魚が確認でき次第備え付けの用紙に所要事項を記入し届け出ることとする。なお、届け出がない場合は表彰及び番付の記入がないものとする。